

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等において利用者負担とする費用について厚生労働大臣が定める指針の一部が改正され、利用者負担の軽減措置の対象となる者の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園において通所の利用の場合の食事の提供に係る減額の対象を市町村民税所得割額が28万円未満（現行 16万円未満）の世帯とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正、経済社会の変化等に対応して早急に構すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の廃止、租税特別措置法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者の世帯に係る施設入所措置等に要する費用の徴収については、生活保護法による保護を受ける世帯と同様の取扱いとする。

(2) 施設入所等に要する費用の徴収額を決定するための収入額による世帯の区分を定める規定中、区分の基準となる所得税額について、所得税から住民税へ移譲された額に相当する額を減額する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。